

おくやみ窓口にお持ちいただくもの

●ご遺族のもの

<input type="checkbox"/>	認印（来庁者・相続人代表・喪主）
<input type="checkbox"/>	来庁される方の本人確認書類 （運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・保険証など）
<input type="checkbox"/>	相続人代表者・喪主の振込先口座のわかるもの（預貯金通帳等）
<input type="checkbox"/>	各種税等の口座引き落としや、各種給付金の受領口座を亡くなった方名義の口座から変更する必要がありますので、変更する口座のわかるもの（預貯金通帳等）、届出印 また、「ペイジー口座振替受付サービス」でも口座変更が可能です。（介護保険除く） 持ち物は、変更を希望される預貯金口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要です） 〔取扱金融機関〕 京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・近畿労働金庫・京都北都信用金庫・京都農業協同組合・ゆうちょ銀行
<input type="checkbox"/>	葬儀の領収書または会葬礼状（国保・後期高齢者医療保険の被保険者であった場合）
<input type="checkbox"/>	国保加入者全員分の被保険者証または資格確認書（70歳以上の方は、高齢受給者証も）、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証（世帯主が亡くなり、世帯員が国民健康保険に加入している場合）
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険加入者全員分の被保険者証または資格確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証（後期高齢者医療保険加入者が亡くなり、残る世帯主または世帯員が後期高齢者医療保険に加入している場合）
<input type="checkbox"/>	委任状 次の場合は委任状が必要となります。 ① おくやみ窓口に来られる方が相続人でない場合 様式1 ② 後期高齢者が亡くなられ、葬祭費の申請・受領を喪主以外に委任される場合 様式2

●亡くなった方のもの

お持ちでない場合もあるため、該当する場合はご持参ください。

<input type="checkbox"/>	印鑑登録証
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証または資格者確認書、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証または資格者確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証、福祉医療費の限度額適用認定証
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
<input type="checkbox"/>	納税通知書など通知番号のわかるもの
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車、農機具等ナンバープレート（廃車の場合）
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証
<input type="checkbox"/>	